

第2回

ココがこうなる！

令和3年介護報酬改定

【短期入所生活介護編】

基本報酬と加算、運営基準改定のポイント

(令和3年1月18日介護給付費分科会より)

講師：高頭 晃紀

(日本ケアコミュニケーションズ チーフコンサルタント)

ココがポイント！

- 基本報酬は、アップです
- サービス提供体制強化加算の算定要件の変更に注意が必要です
- 見守り機器等の導入により、従来型の夜勤配置が緩和されますが、適用には慎重に。
- 20床以上の併設型ショートで、常勤看護職1の縛りがなくなります
- 食事の基準費用額が1445円になります

全サービス共通（項番は「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」より）

- ① 1(1)①感染症対策の強化★
- ② 1(1)②業務継続に向けた取組の強化★
- ③ 3(2)①CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進★
- ④ 4(1)⑥人員配置基準における両立支援への配慮★
- ⑤ 4(1)⑦ハラスメント対策の強化★
- ⑥ 4(2)④会議や多職種連携におけるICTの活用★
- ⑦ 4(3)①利用者への説明・同意等に係る見直し★
- ⑧ 4(3)②員数の記載や変更届出の明確化★
- ⑨ 4(3)③記録の保存等に係る見直し★
- ⑩ 4(3)④運営規程等の掲示に係る見直し★
- ⑪ 6②高齢者虐待防止の推進★
- ⑫ 6④地域区分★

改定事項（項番は「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」より）

- 短期入所生活介護基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化★
- ② 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し★
- ③ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★
- ④ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ★
- ⑤ 2(4)①訪問介護における通院等乗降介助の見直し★
- ⑥ 2(5)①個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し★
- ⑦ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ⑧ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進★
- ⑨ 3(1)⑦リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の書式の見直し★

改定事項 (項番は「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」より)

- ⑩ 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し★
- ⑪ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し★
- ⑫ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し★
- ⑬ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し★
- ⑭ 4(2)①見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し★
- ⑮ 4(2)②見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和★
- ⑯ 4(2)⑫看護職員の配置基準の見直し★
- ⑰ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止★
- ⑱ 6③基準費用額の見直し★

基本報酬

短期入所生活介護 基本報酬

意外に上がりました

単位数		※単位数はすべて1日あたり			
単独型		現行	改定後		
要支援1	466単位		474単位		
要支援2	579単位		589単位		
要介護1	627単位	➡	638単位		
要介護2	695単位		707単位		
要介護3	765単位		778単位		
要介護4	833単位		847単位		
要介護5	900単位		916単位		
				併設型	
				現行	改定後
				要支援1	438単位
				要支援2	545単位
				要介護1	586単位
				要介護2	654単位
				要介護3	724単位
				要介護4	792単位
				要介護5	859単位
単独型・ユニット型		現行	改定後		
要支援1	545単位		555単位		
要支援2	662単位		674単位		
要介護1	725単位	➡	738単位		
要介護2	792単位		806単位		
要介護3	866単位		881単位		
要介護4	933単位		949単位		
要介護5	1,000単位		1,017単位		
				併設型・ユニット型	
				現行	改定後
				要支援1	514単位
				要支援2	638単位
				要介護1	684単位
				要介護2	751単位
				要介護3	824単位
				要介護4	892単位
				要介護5	959単位

2.(4)① 訪問介護における通院等乗降介助の見直し

2.(4)① 訪問介護における通院等乗降介助の見直し

概要

【訪問介護、通所系サービス★、短期入所系サービス★】

- 通院等乗降介助について、利用者の身体的・経済的負担の軽減や利便性の向上の観点から、目的地が複数ある場合であっても、居宅が始点又は終点となる場合には、その間の病院等から病院等への移送や、通所系サービス・短期入所系サービスの事業所から病院等への移送といった目的地間の移送に係る乗降介助に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、算定可能とする。【通知改正】

この場合、通所系サービス・短期入所系サービス事業所は送迎を行わないことから、通所系サービスについては利用者宅と事業所との間の送迎を行わない場合の減算を適用し、短期入所系サービスについては、利用者に対して送迎を行う場合の加算を算定できないこととする。

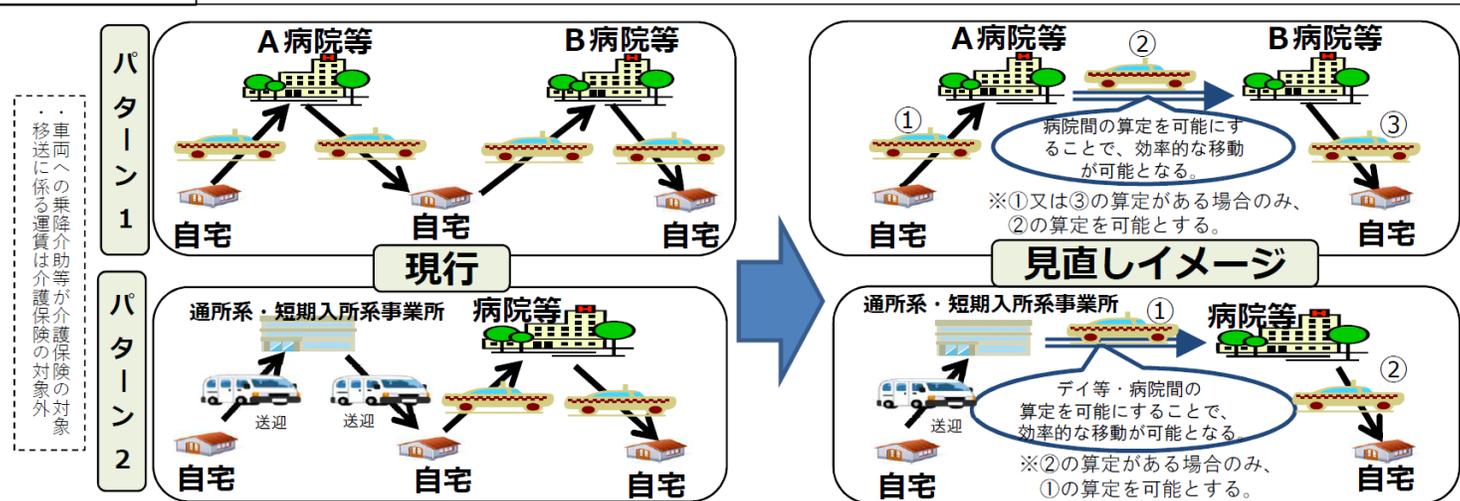
単位数

通院等乗降介助

99単位/片道

※今回改定後の単位数

算定要件等



- ショートから、病院へ寄って、自宅に帰るのに、通院等条項介助が使えるようになります
- もちろん、その場合送迎加算はつきません

2.(5)① 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

- 個室ユニット型施設において、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。
- ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。

すでにあるユニット型個室的多床室については、経過的ユニット型となります

3.(1)⑧ 生活機能向上連携加算の見直し①

○ 生活機能向上連携加算について、算定率が低い状況を踏まえ、その目的である外部のリハビリテーション専門職等との連携による自立支援・重度化防止に資する介護の推進を図る観点から、以下の見直し及び対応を行う。

通所系サービス、短期入所系サービス、居住系サービス、施設サービスにおける生活機能向上連携加算について、訪問介護等における同加算と同様に、ICTの活用等により、外部のリハビリテーション専門職等が当該サービス事業所を訪問せずに、利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価する区分を新たに設ける。【告示改正】

3.(1)⑧ 生活機能向上連携加算の見直し①

3.(1)⑧ 生活機能向上連携加算の見直し②

単位数 (ア)		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>< 現行 ></p> <p>生活機能向上連携加算 200単位/月</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>< 改定後 ></p> <p>⇒ 生活機能向上連携加算 (I) 100単位/月 (新設) (※3月に1回を限度)</p> <p>生活機能向上連携加算 (II) 200単位/月 (現行と同じ)</p> <p style="text-align: center;">※ (I) と (II) の併算定は不可。</p> </td> </tr> </table>	<p>< 現行 ></p> <p>生活機能向上連携加算 200単位/月</p>	<p>< 改定後 ></p> <p>⇒ 生活機能向上連携加算 (I) 100単位/月 (新設) (※3月に1回を限度)</p> <p>生活機能向上連携加算 (II) 200単位/月 (現行と同じ)</p> <p style="text-align: center;">※ (I) と (II) の併算定は不可。</p>
<p>< 現行 ></p> <p>生活機能向上連携加算 200単位/月</p>	<p>< 改定後 ></p> <p>⇒ 生活機能向上連携加算 (I) 100単位/月 (新設) (※3月に1回を限度)</p> <p>生活機能向上連携加算 (II) 200単位/月 (現行と同じ)</p> <p style="text-align: center;">※ (I) と (II) の併算定は不可。</p>	

算定要件等 (ア)
<p>< 生活機能向上連携加算 (I) > (新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。 ○ 理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。 <p>< 生活機能向上連携加算 (II) > (現行と同じ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定。

- ICTを活用して、利用者の状態をアセスメントした場合の加算が施設されました

4.(1)③ サービス提供体制強化加算の見直し

- I 以下のいずれかに該当すること。
 - ①介護福祉士80%以上
 - ②勤続10年以上介護福祉士35%以上

- II 介護福祉士60%以上

- III 以下のいずれかに該当すること。
 - ①介護福祉士50%以上
 - ②常勤職員60%以上
 - ③勤続7年以上の者が30%以上

I 22単位/回(日)

II 18単位/回(日)

III 6単位/回(日)

4.(2)① 見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し

4.(2)① 見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し

概要	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護★】		
	○ 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護の夜勤職員配置加算について、令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に関する実証結果を踏まえつつ、職員の負担軽減や職員毎の効率化のばらつきに配慮して、見守り機器やインカム等のICTを導入する場合の更なる評価を行う。【告示改正】		
単位数	○ 変更なし ※ 指定介護老人福祉施設における夜勤職員配置加算		
	(I)イ 2.2単位/日 従来型 (入所定員30人以上50人以下)	(I)ロ 1.3単位/日 従来型 (定員51人以上又は経過的小規模)	(II)イ 2.7単位/日 ユニット型 (定員30人以上50人以下)
			(II)ロ 1.8単位/日 ユニット型 (定員51人以上又は経過的小規模)
算定要件等	○ 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護における夜勤職員配置加算の人員配置要件について、以下のとおり見直しを行う。		
	① 現行の0.9人配置要件の見守り機器の導入割合の要件を緩和する。(現行15%を10%とする。)		
	② 新たに0.6人配置要件を新設する。		
	①現行要件の緩和 (0.9人配置要件)	②新設要件 (0.6人配置要件)	
最低基準に加えて配置する人員	0.9人 (現行維持)	(ユニット型の場合) 0.6人 (新規) (従来型の場合) ※人員基準緩和を適用する場合は併給調整 ① 人員基準緩和を適用する場合 0.8人 (新規) ② ①を適用しない場合 (利用者数25名以下の場合等) 0.6人 (新規)	
見守り機器の入所者に占める導入割合	10% (緩和:見直し前15%→見直し後10%)	100%	
その他の要件	安全かつ有効活用するための委員会の設置 (現行維持)	・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること ・安全体制を確保していること (※)	
	○ ②の0.6人配置要件については、見守り機器やICT導入後、右記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会(具体的要件①)において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。		
	※安全体制の確保の具体的な要件 ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置 ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 ③機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む) ④職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施 ⑤夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施		

- 夜勤職員配置加算が見守り機器等の導入により、要件が緩和されます

4.(2)② 見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和

4.(2)② 見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和

概要	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護★】																				
	○ 介護老人福祉施設等の夜間の人員配置基準について、令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に関する実証結果を踏まえつつ、職員の負担軽減や職員毎の効率化のばらつきに配慮して、見守り機器やインカム等のICTを導入する場合の従来型における夜間の人員配置基準を緩和する。【告示改正】																				
算定要件等	※併設型短期入所生活介護（従来型）も同様の改定																				
	○ 介護老人福祉施設（従来型）の夜間の人員配置基準の緩和にあたっては、利用者数の狭間で急激に職員人員体制の変更が生じないように配慮して、現行の配置人員数が2人以上に限り、1日あたりの配置人員数として、常勤換算方式による配置要件に変更する。ただし、配置人員数は常時1人以上（利用者数が61人以上の場合は常時2人以上）配置することとする。																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">現 行</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">見直し案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">配置 人員数</td> <td style="text-align: center;">利用者数25以下</td> <td style="text-align: center;">1人以上</td> <td style="text-align: center;">1人以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用者数26～60</td> <td style="text-align: center;">2人以上</td> <td style="text-align: center;">1.6人以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用者数61～80</td> <td style="text-align: center;">3人以上</td> <td style="text-align: center;">2.4人以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用者数81～100</td> <td style="text-align: center;">4人以上</td> <td style="text-align: center;">3.2人以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用者数101以上</td> <td style="text-align: center;">4に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</td> <td style="text-align: center;">3.2に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに0.8を加えて得た数以上</td> </tr> </tbody> </table>	現 行		見直し案		配置 人員数	利用者数25以下	1人以上	1人以上	利用者数26～60	2人以上	1.6人以上	利用者数61～80	3人以上	2.4人以上	利用者数81～100	4人以上	3.2人以上	利用者数101以上	4に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	3.2に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに0.8を加えて得た数以上
現 行		見直し案																			
配置 人員数	利用者数25以下	1人以上	1人以上																		
	利用者数26～60	2人以上	1.6人以上																		
	利用者数61～80	3人以上	2.4人以上																		
	利用者数81～100	4人以上	3.2人以上																		
	利用者数101以上	4に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	3.2に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに0.8を加えて得た数以上																		
(要件)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の全床に見守り機器を導入していること ・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること ・安全体制を確保していること（※） 																				
	<p>※安全体制の確保の具体的な要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置 ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 ③緊急時の体制整備(近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等) ④機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む) ⑤職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施 ⑥夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施 																				
	○ 見守り機器やICT導入後、上記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会（具体的要件①）において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。																				

- ・ 従来型の特養、ショートで、見守り機器等を導入すると、夜勤の体制が、常勤換算になり、緩和されます
- ・ 慎重に！

4.(2)⑫ 看護職員の配置基準の見直し

4.(2)⑫ 看護職員の配置基準の見直し

概要	【短期入所生活介護★】
○ (介護予防)短期入所生活介護における看護職員の配置基準について、看護職員の確保が困難な状況がある中で、地域において人材を有効活用しながら医療的ケアを行う体制の充実を図る観点から、見直しを行う。【省令改正、通知改正】	
一部R3.1.13諮問・答申済	
基準・算定要件等	
○ 看護職員の配置が必須ではない単独型及び併設型かつ定員19人以下の事業所について、看護職員を配置しなかった場合であっても、医療的ケアの必要な利用者への対応の充実を図るため、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により確保すること(当該連携により、看護職員が必要に応じてサービス提供日ごとに利用者の健康状態の確認を行うこと、当該事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保すること)を求めることとする。	
○ 看護職員の常勤1名以上の配置が求められている併設型かつ定員20人以上の事業所について、類型・定員により必要とされる医療的ケアに差はないことを踏まえ、人材の有効活用を図る観点から、単独型及び併設型かつ定員19人以下の事業所と同様の人員配置とする。	

- 20人以上の併設ショートでも、看護師を常勤で配置しなくともよくなります
- ただし、加算に注意

	現行	改定後
単独型・併設型共通	・介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上	
単独型 併設型・定員19名以下	・配置規定なし	・看護職員を配置しなかった場合でも、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により確保すること。(当該連携により、看護職員が必要に応じてサービス提供日ごとに利用者の健康状態の確認を行うこと、当該事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保すること。)
併設型・定員20名以上	・常勤で配置	

6. ③ 基準費用額の見直し

6. ③ 基準費用額の見直し

概要	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】
○ 介護保険施設における食費の基準費用額について、令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した介護保険施設の食費の平均的な費用の額との差の状況を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、必要な対応を行う。 【告示改正】	
基準費用額（食費）（日額）	
<現行>	<改定後> ※令和3年8月施行
1,392円/日	⇒ 1,445円/日 (+53円)

《参考：現行の仕組み》※ 利用者負担段階については、令和3年8月から見直し予定

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 補足給付 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 負担限度額 (利用者負担) </div>	基準費用額 負担軽減の対象となる者	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">利用者負担段階</th> <th style="width: 60%;">主な対象者</th> <th style="width: 25%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者</td> <td rowspan="3">かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円以下</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>・世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	利用者負担段階	主な対象者		第1段階	・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円以下	第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外	第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	
利用者負担段階	主な対象者														
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下													
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円以下														
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外														
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者														

基準額
⇒食費・居住費の提供に必要な額
補足給付
⇒基準費用額から負担限度額を除いた額

※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。

《参考：現行の基準費用額(食費のみ)》

	基準費用額 (日額(月額))	負担限度額 (日額(月額))		
		第1段階	第2段階	第3段階
食費	1,392円 (4.2万円)	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)

- 食費の基準費用額が、1445円になります

ココがポイント！

- 基本報酬は、アップです
- サービス提供体制強化加算の算定要件の変更に注意が必要です
- 見守り機器等の導入により、従来型の夜勤配置が緩和されますが、適用には慎重に。
- 20床以上の併設型ショートで、常勤看護職1の縛りがなくなります
- 食事の基準費用額が1445円になります

ご清聴ありがとうございました

